

有望プロジェクト事業化促進事業委託業務プロポーザル実施公告（案）

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 5 年 5 月 12 日

長野県産業労働部産業技術課長

1 業務の概要

(1) 業務名 令和 5 年度有望プロジェクト事業化促進事業委託業務

(2) 業務の目的

県では、「長野県産業振興プラン」（計画期間：2023 年度から 2027 年度まで）に基づき、グローバルな視点で社会の変化に柔軟に対応しながら産業イノベーションの創出に取り組む企業の集積を目指し、県内製造業が取り組む、技術の高度化を追求する「ものづくり」に加え、クロスイノベーション（セグメント・技術・業界・企業等の既存の枠組みを超えたイノベーション）による新たな価値の創出活動を促進することとしています。

本委託業務では、県内企業が保有する中核技術について、用途の探索、優位性の検証を行うとともに、ターゲット市場におけるビジネスモデルの整理を行い、高付加価値が見込める事業化戦略の策定を支援することで、県内企業による新たな価値の創出に向けた研究開発及び事業化の取組を促すことを目的とします。

(3) 業務内容

業務の目的を踏まえ、県内企業が取り組む研究開発・事業化の取組に対し、以下を実施することを業務内容とします。

- ・中核技術の特徴を踏まえ、その優位性を検証
- ・中核技術を用いて新たに開拓しようとする用途の探索とその市場の成長見込みを調査
- ・上記を踏まえてターゲットとした市場へ展開するための研究開発・事業化計画の策定支援

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり（今後、打合せの中で変更する場合があります）

(5) 委託上限額

本業務の委託額の上限は、10,000,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

(6) 履行期間

契約日から令和 6 年 2 月 29 日まで

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った企画提案書の提出から契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者には、これらに加入していること。
- (7) 過去 5 年以内に、企業、大学等が取り組む中核技術に基づく事業化を目指した研究開発に対するコンサルティング業務又はそれらの類似業務の実績を有すること。
- (8) 配置する監督者及び従事者が、企業、大学等が取り組む中核技術に基づく事業化を目指した研究開発に対するコンサルティング業務又はそれらの類似業務に係る経験を有していること。

3 参加申込書の作成・提出

本委託業務の公募型プロポーザル方式への参加を希望する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書等を提出してください。提出期限（（3）①）までに参加申込書等を提出しない場合は、企画提案書を提出することが出来ませんのでご留意願います。

(1) 提出書類

- ①有望プロジェクト事業化促進事業委託業務公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ②有望プロジェクト事業化促進事業委託業務公募型プロポーザル参加要件具備説明書（様式第2号）
- ③都道府県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類
- ④社会保険に加入していることが確認できる書類
- ⑤類似業務等の実績を証する書類（契約書の写し）
- ⑥誓約書（様式第7号）

(2) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692-2
	長野県産業労働部産業技術課技術振興係
電話	026-235-7196
FAX	026-235-7197
メール	sangi@pref.nagano.lg.jp

(3) 提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和5年5月22日（月）（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

【（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日という。以下同じ。】

- ② 提出先 3（2）に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送とします。

※郵送の場合は提出期限までに産業技術課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（2）の担当者に確認してください。

(4) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(5) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（4）①）の3日前までに、書面により産業技術課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業技術課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3（2）に同じ。
イ 受付時間 上記②の期間中の土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで。

(6) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 業務説明会の開催

- (1) 開催日時 令和5年5月26日（金）午後1時30分から1時間程度
- (2) 開催形式 オンライン形式（Microsoft Teams）
- (3) 参加方法 令和5年5月25日（木）午後5時までにメールにより申し込んでください。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3（2）に同じ。
- (2) 受付期間 令和5年6月5日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第3号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 産業技術課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に

係る一般的な質問の場合は、令和5年6月9日（金）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

- ① 有望プロジェクト事業化促進事業委託業務企画提案書（様式第4号）
- ② 有望プロジェクト事業化促進事業委託業務企画書（様式第5号）
- ③ 会社概要又は会社概要パンフレット（企業の場合のみ：写し可）
- ④ 直近の決算書（2期分）

(2) 企画書記載上の留意事項

- ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1（5）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(3) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3（2）に同じ。
- ② 受付期間 6（4）①の提出期限までの土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで。
- ③ 受付方法 業務等質問書（様式第3号）をFAX又はメール等により提出願います。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。

(4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和5年6月12日（月）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで）
- ② 提出先 3（2）に同じ。
- ③ 提出部数 持参、郵送の場合は5部
- ④ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

※ 郵送の場合は提出期限までに産業技術課に到達したもの、メールの場合は提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3（2）の担当者に確認してください。

(5) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	評価内容	配点
1 業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・企業が保有する中核技術に基づく事業化を目指した研究開発に対するコンサルティングの知見（知識）を有しているか。 ・当該業務を実施するにあたり必要となる国内外のネットワークを有しているか。 	30
2 業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を遂行できる体制を有しているか。 	20
3 業務についての経験若しくは技術的適性の有無に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・分析業務の内容は適切か。 ・本事業と類似の調査・分析業務を実施した十分な実績があるか。 	30
4 業務に要する経費及びその内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・見積内容、積算根拠が適切か。 	10
5 その他業務の目的を達するため有効な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を効果的に遂行できる提案となっているか。 	10
合計		100

(6) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合には選定しません。
 - ② 企画書の選定に当たっては、企画提案評価会議を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
 - ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所
日時：令和5年6月14日（水）10時00分～
形式：オンライン形式（Microsoft Teams）
 - ④ プレゼンテーションに係る留意事項
 - ・企画提案書の補足資料がある場合は、当該資料をプレゼンテーション当日までに提出してください。
 - ・プレゼンテーションの時間は15分、質疑応答10分を予定しています。
 - ・プレゼンテーションについては6（5）企画提案の選定基準を踏まえた内容としてください。
- (7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項
- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により通知します。
 - ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により産業技術課長から通知します。
 - ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案評価会議評価書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県産業労働部産業技術課において閲覧に供します。
- (8) 非選定理由に関する事項
- ① (7)②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（任意様式）により産業技術課長に対して非選定理由について説明を求めることができます。
 - ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
 - ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3（2）に同じ。
 - イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (9) その他の留意事項
- ① 提案書は複数提出することはできません。
 - ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
 - ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
 - ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
 - ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
 - ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第6号）を指定された方法により産業技術課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届（様式任意）を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業技術課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書の作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
3 (2) に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。